

上告状兼上告受理申立書

平成20年9月24日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人

弁護士 酒 井 幸

同 金 塚 彩 乃

同 新 谷 桂

同 永 尾 廣 久

上告人兼上告受理申立人ら

別紙上告人兼上告受理申立人目録のとおり

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町1-9 イズミビル4階

酒井幸法律事務所（送達場所）

TEL03-3255-7815 FAX03-5298-6218

上記上告人兼上告受理申立人（控訴人）ら訴訟代理人

弁護士 酒 井 幸

〒106-6124

東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー24階

CVML法律事務所

TEL03-5413-4360 FAX03-5413-4361

同 金 塚 彩 乃

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14-8 YPCビル8階

リベルテ法律事務所

TEL 03-5368-6081 FAX 03-5368-8078

同 新 谷 桂

〒836-0843

福岡県大牟田市不知火町2-1-8 宮地ビル2階

不知火合同法律事務所

TEL 0944-57-6311 FAX 0944-52-6144

同 永 尾 廣 久

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都庁内

被上告人兼相手方（被控訴人） 石 原 慎 太 郎

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被上告人兼相手方（被控訴人） 東 京 都

代表者知事 石 原 慎 太 郎

上告兼上告受理申立事件

訴訟物の価額 金20,868,500円

貼用印紙の額 金166,000円

上記当事者間の東京高等裁判所平成20年（ネ）第675号謝罪広告等請求
控訴事件について、平成20年9月10日言渡された上記判決は全部不服であ
るから上告及び上告受理申立をする。

第二審判決の表示

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

上告・上告受理申立の趣旨

上告を受理する。

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告・上告受理申立の理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

添 付 書 類

- 1 訴訟委任状
- 2 2 通